

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和六十年広島県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号。以下「環境省令」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和六十年厚生省・建設省令第一号。以下「共同省令」という。）に基づく届出等の手続に関して必要な事項を定めるものとする。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号。以下「環境省令」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和六十年厚生省・建設省令第一号。以下「共同省令」という。）に基づく届出等の手続に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	
提出書類	(略)	提出書類	(略)
浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号）	(略)	浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号）	(略)
浄化槽使用休止届出書（環境省令様式第一号）	(略)	浄化槽使用休止届出書（環境省令様式第一号）	(略)
浄化槽使用再開届出書（環境省令様式第一号の二）			
浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第一号の三）			
(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「本対 申 申 申」を「申 申 申」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。